

書記官送達  
西  
4年1月28日午前1時30分

令和4年1月28日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

東裁(法・諸)令2第37号法人税及び重加算税返

還請求事件

口頭弁論終結日 令和3年10月8日

5 判

決

原 告

同代表者代表取締役

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

10 被 告

同代表者法務大臣

同 指 定 代 理 人

主

国

古 川 稔 久

別紙指定代理人目録のとおり

文

1 原告の請求を棄却する。

2 訴訟費用は原告の負担とする。

#### 事 実 及 び 理 由

##### 第1 請求

被告は、原告に対し、59万4000円を返還せよ。

##### 第2 事案の概要

- 20 1 本件は、目黒税務署長が令和元年6月26日付で原告に対して別紙(なお、別紙において用いた略語は、本文においても用いることとする。)の各更正処分及び重加算税の賦課決定処分(以下、法人税、復興特別法人税、地方法人税及び消費税等の各更正処分を併せて「**本件各更正処分**」といい、本件各更正処分と重加算税の各賦課決定処分を併せて「**本件各更正処分等**」という。)が無効であることを前提に、被告に対し、納付済みの税額の一部である59万4000円の返還を求める事案であると解される。

2 前提事実（証拠（乙1）及び弁論の全趣旨により容易に認定することができ  
る事実）

(1)ア 原告は、███████████を行  
ことを目的として設立された株式会社である。

イ 原告の役員は、平成18年11月20日以降、原告の代表取締役である  
███████████(以下「原告代表者」という。)及びその妻██████████のほか、同  
日に取締役に就任した██████████(以下「████」といふ。)の3名であった。

ウ █████は、██████████に取締役を辞任し、██████████から████  
██████████までの間は、従業員として原告に勤務していたが、そ  
の後、██████████、原告の取締役に再度就任した。

(2)ア 原告は、██████████に工場・事務所(以下「本件センター」といふ。)  
を設置して、██████████を行っており、その作業工程において金属ス  
クラップや鉄の切りかすなどの端材(以下「金属スクラップ等」といふ。)  
が発生する。

イ 金属スクラップ等の買取りの専門業者である██████████(以下「  
████」といふ。)が、原告との取引として、金属スクラップ等の仕入れについ  
て記載した「買掛明細問合せ」には、取引の日及び██████████が現金で支払っ  
た代金の額が記載されている(以下、これらの各取引を「本件各取引」と  
いふ。)。

ウ 本件各取引について記載された██████████の判取帳には、「氏名」欄に原告の  
名称又はその略称が記載され、「連絡先」欄に本件センターの電話番号や████  
████の業務用の携帯電話番号等が記載されている。

エ █████は、原告の社内のパソコンで「経費精算書」を作成し、本件各取引  
に係る金員(以下「本件各金員」といふ。)の受領日及びその金額を記入し  
ていた。

オ 本件各取引は、原告の総勘定元帳等の帳簿書類に記載されておらず、本

件各金員は、原告の収益の額に計上されていない。

(3)ア 原告は、平成24年9月事業年度から平成28年9月事業年度まで（以下、これらを併せて「**本件各事業年度**」という。）の法人税の各確定申告書を、いずれも法定申告期限までに提出した。

5 イ 原告は、平成25年9月課税事業年度及び平成26年9月課税事業年度の復興特別法人税の各確定申告書を、いずれも法定申告期限までに提出した。

ウ 原告は、平成27年9月課税事業年度及び平成28年9月課税事業年度の地方法人税の各確定申告書を、いずれも法定申告期限までに提出した。

10 エ 原告は、平成24年9月課税期間から平成28年9月課税期間まで（以下、これらを併せて「**本件各課税期間**」という。）の消費税等の各確定申告書を、いずれも法定申告期限までに提出した。

(4)ア 目黒税務署の調査担当者は、[REDACTED]から[REDACTED]  
[REDACTED]までの間、原告に対する税務調査を行い、本件各取引が原告の総勘定元帳等の帳簿書類に記載されておらず、原告の本件各事業年度の収益の額及び本件各課税期間の課税資産の譲渡等の対価の額に計上されていないことを把握した。

イ 目黒税務署長は、上記調査に基づき、令和元年6月26日付で、本件各更正処分等を行った。

20 ウ 原告は、令和元年10月29日、本件各更正処分等に基づく本税及び重  
加算税の合計104万7600円を納付した。

(5)ア 原告は、令和元年9月10日、目黒税務署長に対し、本件各更正処分等の全部の取消しを求めて再調査の請求をしたところ、これに対して再調査審理庁である目黒税務署長は、同年12月2日付けで原告の再調査の請求をいずれも棄却する決定をした。

イ 原告は、令和元年12月18日付で、国税不服審判所長に対し、上記

アの決定を経た後の本件各更正処分等の全部の取消しを求めて審査請求をしたところ、国税不服審判所長は、令和2年12月4日付けで原告の審査請求をいずれも棄却する裁決をした。

(6) 原告は、令和3年5月19日、本件訴訟を提起したところ、同年10月8日の本件第1回口頭弁論期日に欠席した。(顕著な事実)

### 第3 当裁判所の判断

1 原告は、本件各更正処分等が無効であることを前提に、本件各更正処分等に基づいて納付した税額の一部である59万4000円の返還を求めているところ、その法的性質は、公法上の法律関係に関する不当利得返還請求であると解される。

そこで検討するに、課税処分が無効となる場合については、一般に、課税処分に課税要件の根幹に関する内容上の過誤が存し、徴税行政の安定とその円滑な運営の要請をしんしゃくしてもなお、不服申立期間の徒過による不可争的効果の発生を理由として被課税者に同処分による不利益を甘受させることが著しく不当と認められるような例外的事情のある場合に、当該処分は、当然無効となると解するのが相当である(最高裁昭和42年(行ツ)第57号同48年4月26日第一小法廷判決・民集27巻3号629頁参照)。

本件においては、訴状の記載等を踏まえても、原告が、本件各更正処分等が無効であることについて具体的な主張・立証をしているとは認められない。また、原告が本件各更正処分等に基づき納付した税額の合計と本件訴訟において返還を求める金額は一致しておらず、原告が本件各更正処分等のどの部分について無効を主張しているのか、その範囲も明らかではない。このほか本件全証拠に照らしても、本件各更正処分等が無効であることをうかがわせるような上記例外的事情は認められない。

以上によれば、本件各更正処分等が無効であるとはいえないから、原告の上記請求は、その余の点について判断するまでもなく理由がない。

2 この点に関し、被告は、原告の本件訴訟における請求は、国税通則法56条に基づく過誤納金の還付請求と解すべきであると主張するが、仮に原告の請求をそのように解したとしても、前記のとおり原告が本件各更正処分等が無効であることについて、何ら具体的な主張・立証をしていない以上、本件各更正処分等が無効であるといえないことに変わりはないから、原告の請求には理由がない。

3 なお、原告は、判然としない部分もあるものの、本件各更正処分等に係る本件各事業年度及び本件各課税期間のうち、[REDACTED]から[REDACTED]

[REDACTED]までの間については、[REDACTED]は原告の取締役ではなかったのであるから、その期間に[REDACTED]が行った本件各取引に係る本件各金員については原告に帰属しない旨の主張をし、これをもって本件各更正処分等の一部が無効である旨の主張をするようである。

しかしながら、原告が主張する事情が直ちに前記例外的事情に当たるということはできないし、そもそも、前記前提事実(1)ウのとおり、[REDACTED]は、[REDACTED]

[REDACTED]から[REDACTED]までの間は、原告の取締役ではなかったものの、従業員として原告に勤務していたのであるから、その間に[REDACTED]が原告の従業員として行った行為は、基本的に原告に帰属するというべきであり、この認定を覆すに足りる証拠はない。

したがって、原告の上記主張は、採用することができない。

#### 20 第4 結論

よって、原告の請求は理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第3部

裁判長裁判官

市原義孝

裁判官

小西圭一



裁判官

和田宗寛



(別紙)

指定代理人目録

山 口 友 寛 今 西 貴 洋 尾 形 信 周 栗 村 慶 一  
野 村 智 子 小 島 愛 大

以上

(別紙)

- 1 平成23年10月1日から平成24年9月30日まで、同年10月1日から平成25年9月30日まで、同年10月1日から平成26年9月30日まで、同年10月1日から平成27年9月30日まで及び同年10月1日から平成28年9月30日までの各事業年度（以下、それぞれ「**平成24年9月事業年度**」などという。）の法人税の各更正処分及び重加算税の各賦課決定処分
- 2 平成24年10月1日から平成25年9月30日まで及び同年10月1日から平成26年9月30日までの各課税事業年度（以下、それぞれ「**平成25年9月課税事業年度**」などという。）の復興特別法人税の各更正処分
- 3 平成26年10月1日から平成27年9月30日まで及び同年10月1日から平成28年9月30日までの各課税事業年度（以下、それぞれ「**平成27年9月課税事業年度**」などという。）の地方法人税の各更正処分
- 4 平成23年10月1日から平成24年9月30日までの課税期間（以下「**平成24年9月課税期間**」といい、他の課税期間も同様に表記する。）の消費税及び地方消費税（以下「**消費税等**」という。）の更正処分
- 5 平成25年9月課税期間、平成26年9月課税期間、平成27年9月課税期間及び平成28年9月課税期間の消費税等の各更正処分及び重加算税の各賦課決定処分

以上

これは正本である。

令和4年1月28日

東京地方裁判所民事3部

裁判所書記官 佐々木ルミ子

